

# インドネシアにおいて OI モデル契約書 ver2.0 ライセンス契約書（新素材編）、利用契約書（AI 編）を活用するに際しての留意点



イエニー・ハリム

ACEMARK-IP

パートナー弁護士

ACEMARK-IP は、1999 年に設立された知的財産専門事務所である。当事務所は 50 人の専門メンバーを擁し、インドネシアにおける権利の保護と執行において海外の知的財産所有者を支援してきた多くの実績を有する。イエニー・ハリム弁護士は、20 年以上の経験を持つ訴訟専門家であり、また知的財産コンサルタントでもある。ハリム弁護士は、戦略的かつ正確・迅速なアドバイスによってクライアントからの信頼を獲得している。

## 【概要】

ライセンスあるいは利用契約とは、特許・商標などの知的財産を利用するための 2 者以上の当事者間の合意である。本稿では、OI モデル契約書 ver2.0 ライセンス契約書（新素材編）および利用契約書（AI 編）を活用する場合に、インドネシア法の観点から留意すべき点を解説する。

## 【詳細及び留意点】

### 1. 契約の原則

契約の当事者は、原則として、契約条件を法令や公序良俗に反しない限り自由に定めることができる。

一般的に、契約書には、明確性、合法性、執行可能性を確保するために不可欠な項目を含める必要がある。契約書の不可欠な項目は、当事者の身元、署名日、発効日、序文、定義、目的、義務または責任、支払条件、期間および終了日、秘密保持および非開示、補償および責任、紛争解決、準拠法、修正および変更、不可抗力、署名などである。

ライセンス契約は、知的財産の実施許諾範囲、技術移転、各当事者の役割と義務、契約期間、対価など、利用契約の履行を規定する具体的な契約である。

## 2. インドネシアにおけるライセンス契約に関する規制

ライセンス契約は、インドネシア経済および社会的利益を害し、インドネシア人による技術開発・技術取得・技術移転を停滞させ、不正競争を生じる可能性があり、現行の法律、宗教的価値、道徳および公序良俗に反する条項を含んではならない(知的財産権ライセンス契約の登録に関する政府規則 2018 年第 36 号 (以下、「ライセンスに関する規則」という。) 第 6 条)。

特許権者は、インドネシア特許法 (以下、「特許法」という。) 第 19 条で規定された行為を実施するために、独占的または非独占的ライセンス契約に基づき、他者にライセンスを許諾する権利を有する (特許法第 76 条第 1 項)。許諾されたライセンスは、法務人権大臣によって登録され (特許法第 79 条第 1 項、ライセンスに関する規則第 36 号第 7 条第 1 項)、登録にはライセンス契約書のインドネシア語翻訳文を添付しなければならない (ライセンスに関する規則第 36 号第 5 条)。ライセンス契約の登録は、ライセンス契約が有効である限り効力を有する (ライセンスに関する規則第 17 条第 1 項)。

ライセンス契約の登録を怠った場合、ライセンス契約は第三者に対して法的効力を有しない (特許法第 79 条第 2 項、ライセンスに関する規則第 15 条第 4 項)。ただし、これは、ライセンス契約が無効とみなされることを意味するものではなく、ライセンス契約は依然として有効であり、実施権者は特許発明を実施することができる。ただし、この状態では、法的根拠のある実施権者としては認められず、例えば、販売許可や国家標準規格などの申請を希望する場合は、ライセンス契約の登録が必要となる。

インドネシア知的財産総局に提出されたライセンス契約の登録には、ライセンス契約が締結された年、月、日、管轄、実施許諾者と実施権者の氏名と住所、ライセンス契約の対象、サブライセンスを含む独占的か非独占的かの取り決め、ライセン

ス契約の期間、ライセンス契約の適用地域、特許維持費用を支払う当事者、を登録しなければならない（ライセンスに関する規則第 7 条第 2 項）。

### 3. モデル契約書の留意点

OI モデル契約書 ver2.0 ライセンス契約書（新素材編）および利用契約書（AI 編）に関する内容および規定で、インドネシアの法令に反しているために修正が必要なものはない。以下、これらの契約に関する留意事項について解説する。

#### 3-1 利用契約書（AI）

利用契約書（AI）第 7 条の「個人情報の提供」に関して、留意すべき点がある。インドネシアでは、個人情報の取り扱いが、個人情報保護法 2022 年第 27 号（以下、「個人情報保護法」という。）で規制されている。個人情報の収集者である乙（契約当事者、契約書英訳中の「Party B」）は、事前に通知したデータの使用目的について、個人データの所有者から明示的な同意を取得する必要がある（個人情報保護法第 20 条第 2 項）。また、個人情報保護法第 48 条第 4 項には、「個人データの保存、移転、削除または破棄は、個人データの所有者に通知される」と規定されている。

乙が、インドネシアの法律に基づいて設立された企業であると仮定すると、個人情報保護法第 56 条第 2 項によれば、利用契約書（AI）第 7 条第 1 項および第 2 項で言及された個人データを移転する場合、乙は、個人データの移転を受ける甲（契約当事者、契約書英訳中の「Party A」）の居住国がこの法律で規定されたものと同様以上の個人データ保護レベルを有することを保証しなければならない。

これらに基づいて、利用契約書（AI）第 7 条(1)項および(2)項の修正案を示す。

《修正案》利用契約書（AI）第 7 条（個人情報の提供）

(1) 乙は、甲に個人情報を含むデータを提供し利用する場合、個人情報保護法に定める手続を履行することを保証するものとし、乙は、あらかじめ個人情報の主

体者に通知した 1 つまたは複数の特定の目的のために、個人情報の主体者から明示的に有効な同意を得ることを保証するものとする。

(2) 乙は、個人情報を含むデータを甲に提供し利用する場合、個人情報の移転について、あらかじめ個人情報の主体者に通知し、その旨を明示するとともに、個人情報の移転を受ける甲の住所が、高度な個人情報保護水準を有する国であることを確認するものとする。

### 3-2. ライセンス契約書（新素材）

ライセンス契約書（新素材）第 4 条の「変更オプション条項：未登録特許（特許出願）のライセンス料」に関して、留意すべき点がある。

ライセンスに関する規則第 3 条に「知的財産権の保有者は、他者に対し、その知的財産に関する実施権を許諾する権利を有する」と規定されている。この規定では、知的財産権がインドネシア知的財産総局に登録された後にのみ、ライセンスを許諾することができる」とされている。

しかし、当事者間の合意の下では、未登録特許（特許出願）のライセンス契約を締結することはできる。ここで重要なことは、ライセンス契約は、特許がインドネシアで登録された後にのみ、インドネシア知的財産総局に登録することができるということである。登録されない場合、ライセンス契約は第三者に対して法的効力を持たない（特許法第 79 条第 2 項、ライセンスに関する規則第 15 条第 4 項）。

したがって、ライセンス契約書（新素材）第 4 条は、未登録特許（特許出願）のライセンス料に関して代替条項として規定しているが、このような規定は、特許が登録され、実施のためのライセンス契約が登録されるまでは、両当事者に強制力があるが、第三者には法的効果がないことに留意が必要である。

## 4. インドネシアにおける一般的追加条項

### 4-1. 契約に使用する言語

2009年7月9日以降、インドネシア人が関与する契約や合意書には、インドネシア語を使用しなければならない。ただし、契約の当事者に外国人が含まれる場合は、契約に外国人当事者の言語および／または英語を含めることもできる（国旗、言語、紋章および国歌に関する2009年法律第24号第31条）<sup>※1</sup>。また、当事者は、争いが生じた場合、どちらの言語を優先して解釈するかについて合意することができる。

※1 例えば、インドネシア企業と日本企業の契約では、インドネシア語と日本語（2か国語）、インドネシア語と英語（2か国語）、インドネシア語、日本語および英語（3か国語）の契約にすることが可能である。

インドネシアでの一般的な契約書では、次のような言語条項を規定する。

#### 《参考》【使用言語】

本契約は、英語およびインドネシア語を用いて締結される。両文書は同一であり、本契約の締結時点で有効となる。各当事者は、本契約の英語テキストとインドネシア語テキストの間に矛盾がある場合、適用される法律で許可される範囲において、英語テキストが優先することに同意する。本契約の各当事者は、本契約の内容および結果を読み、理解したことを確認し、上記のような矛盾が生じた場合、英語テキストが優先することに異議がないことを確認する。

### 4-2 放棄条項

民法第1266条は、債務不履行による契約解除は裁判所に請求しなければならないと規定しており、民法第1267条は、不履行当事者に義務の履行または契約の解除を強制するために要した費用の賠償、損害賠償、利息を請求できると規定している。

これらの規定が、当事者間での契約解除の妨げとならないように、契約の解除または早期解約に関する裁判所規則の放棄について、契約書に規定するのが一般的である。

インドネシアでの一般的な契約書では、次のような放棄条項を規定する。

《参考》【契約の解除または早期解約に関する裁判所規則の放棄】

両当事者は、本契約の解除または早期終了に事前の司法承認が必要な場合、およびインドネシア民法第 1267 条によって裁判所命令が妨げられるものと解釈される場合に限り、インドネシア民法第 1266 条を取消不能の形で放棄する。

【ソース】

- ・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・インドネシア特許法（2016 年改正）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo\\_2016.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf)（日本語）

<https://peraturan.bpk.go.id/Details/37536/uu-no-13-tahun-2016>（インドネシア語）

- ・個人情報保護法 2022 年第 27 号

<https://peraturan.bpk.go.id/Details/229798/uu-no-27-tahun-2022>（インドネシア語）

- ・国旗、言語、紋章および国歌に関する法律 2009 年第 24 号

<https://peraturan.go.id/id/uu-no-24-tahun-2009>（インドネシア語）

- ・インドネシア民法

<https://www.refworld.org/pdfid/3ffbd0804.pdf>（英語）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）